

第12回世田谷区農業委員会総会

日：平成30年7月30日（月）

場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

第12回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成30年7月30日（月）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、山崎義清、佐藤満秀、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、上野博、佐藤治雄、池亀宏、森安一、田中宏和、永井潔、三田浩司、高橋良治、苅部嘉也、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 會田航、主事 湯本由美、都市計画課長 佐々木、都市計画担当係長 柿澤、主任 河野、主任 川口

午後 2 時58分開会

事務局 皆さん、こんにちは。ただいまより第12回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 それでは議事に入ります前に、本日は全員出席でございますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、田中光男委員と高橋敏昭委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は特例として、次第5の協議事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更についてから協議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。本日は協議事項(1)にありますお手元の資料No.6、東京都市計画生産緑地地区の変更についての件に関しまして、生産緑地の追加指定及び指定解除の件で農業委員の皆様にご協議をお願いいたしたく、都市計画課の担当職員にご出席いただいたところでございます。

都合により議事の順序を変更することをお許しいただき、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様のご同意をお願いいたします。

高橋会長 今、事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員4名の出席と発言することにご同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 それでは、協議事項(1)東京都市計画生産緑地地区変更についての説明をお願いいたします。

佐々木課長 出席と発言をお許しいただきましてありがとうございます。

(都市計画課長から説明)

生産緑地地区の指定に関する説明は以上でございます。

高橋会長 この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 2つほどあるんですけども、1つは、追加とか変更になっている分で、先程、一部は宅地化から畑にしたというところはあると思うんですけども、そのほかのとも農地として使っていたようなところで忘れて、赤道というんですか、多分

追加されたところもあるんですけども、宅地化から農地になったところはどのくらいあるんですか。

柿澤係長 今回、新しく追加される農地、先程課長の方でも説明を一部入れさせてもらいましたが、全部で7件宅地化農地があり、このたび生産緑地の指定申請があったところ
です。

高橋(良)委員 それが宅地から農地になったんですか。

柿澤係長 宅地化農地から全て新規で申請されてくる農地と解釈しているところです。

高橋(良)委員 もう1つあるんですけども、私も覚えていないので確認をしたいんですけども、生産緑地地区の面積がありますよね。これの面積を出すには、前、確か500㎡以上の面積のところだけを対象に出したという記憶があるんですけども、それで間違い
ないんでしょうか。

佐々木課長 昨年度、生産緑地法の改正を受けまして、世田谷区の方で条例を作りまして、500㎡というのを300㎡から指定できると、条例で引き下げております。

高橋(良)委員 それを改正して、300㎡以上の農地を積み重ねたものがこの数字ということ
ですか。

佐々木課長 こちらの5ページを見ていただきますと、今回、新規追加と書いてある部分
ですけども、先程の案件です。今までだと500㎡を超えないと指定できない訳ですけども、こちらに書いてありますとおり、新規のうち、いくつか500㎡以下の指定になって
おります。これは条例で300㎡まで引き下げたことによって、これまで指定できなかったものが
指定できたと。

高橋(良)委員 ということは、新しいものだけですか。既存のもので300㎡から500㎡
の間というのはプラスされていないということなんですか。

佐々木課長 今お話ししましたとおり、新規に指定できるものが300㎡以上、今までは500
㎡なければ指定できなかったんですけども、今回から、500㎡以下であっても300㎡以上
あれば、新規に生産緑地に指定することができるようになったということですので……。

高橋(良)委員 新規はいいんですけども、既存の分も300㎡以上に計算し直している
んですか。

佐々木課長 今回申請の部分については、全て300から500㎡以上のもので……。

高橋(良)委員 だから、申請は今回の分でしょう。そうじゃなくて、既存のものも300
㎡以上に数字的には直してあるんですか。

柿澤係長 それはないです。

高橋(良)委員 この数字というのは、500㎡以上の数字を積み重ねた結果と、今回、条例が変わって300㎡以上のプラスアルファ分だけを足したものだということなんですか。

柿澤係長 はい。

高橋(良)委員 今後は直していくという予定はあるんですか。全て300㎡と統一しないとおかしくなりますよね。

佐々木課長 新たに申請される部分については……。

高橋(良)委員 新たなものは分かるじゃないですか。

柿澤係長 既存の生産緑地にそれぞれ追加していくというのは、申請面積としては、その申請の新たに出てくる部分なんですけれども、既存の生産緑地にくっつけて総合的な面積にしているのは、この新旧対照表の中の変更後と書いてある欄がありますが、そこでトータルで、今まで30年間営農されている選ばれた農地に対して新たに追加されるということになるので、年数としては分けて考えているということです。全体の面積は、その面積でいいんですけれども。

高橋(良)委員 新たに申請を出さないと、この中に載ってこないということなんですか。

柿澤係長 載ってこないです。

真鍋委員 1点だけ教えて下さい。13ページなんですけれども、 で補助 号線の整備のために、この農地がなくなる訳ですが、この図面を見ると、幅員 メートルで、ちょうど生産緑地の真ん中を都市計画道路が走っているんですが、ちなみに、この残地はどういうふうになっているんですか。

柿澤係長 残地については、ここの地域的にすごく起伏がある場所にはなっているので、本来の道路計画レベルに対して道路築造してしまうと、両サイドの宅盤工事を伴ってくるので、高さ調整の工事を含めると、全体の生産緑地を含めないと工事ができないという状況なんです。よって、地権者のご協力を得まして、全体として区が借りさせていただいて、工事をしていくと。その後、生活再建もございますので、生活再建した後に新たに指定させていただくと予定でございます。

高橋会長 よろしいですか。それでは、本案のとおり進めることで承認をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、異議なしということですので、承認することといたします。

協議事項(1)について、都市計画課の皆さんは今後の手続を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。ご退室いただいて結構でございます。

〔都市計画課職員 退室〕

高橋会長 それでは、通常どおりの議事進行に戻ります。

次第4の議案の審議に入ります。

今回は、(1)の第1号議案はございません。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、農地法第5条が1件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No.1をご覧ください
できればと思います。

第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-4-3。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用
届出について、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-5-7。

(事務局より届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

高橋会長 何か質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが6件、生産緑地に係る農業の主たる
従事者についての証明願についてが2件、農地法第3条の3届出の報告についてが1件
ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。6件ございますので、順に審議をいたします。

それでは、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 3 - 1をご覧くださいければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました佐藤治雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

佐藤(治)委員 7月18日に事務局2人と現地を見てまいりました。

主にやっている方は さんで、それに さんと さんが一緒にやっております。そして、 さんが土曜、日曜の忙しいときは手伝っております。

筆ありますけれども、畑は1カ所にまとまっております。行ったときは、そこでキュウリ、ナス、トマト、サツマイモ等が作ってありました。そのほかに竹やぶですね。竹林、それに柿、梅、プラム等が作ってあります。

サツマイモは、幼稚園の掘り取りをやらせている、あるいは消防少年団の子どもたちに掘り取りをやらせているということでございました。それで、作ったものは全て自分の庭先販売で売っているということでございます。

管理状況は概ね良好だと思えました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 3 - 2をご覧くださいければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました池亀宏委員、調査結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 7月18日午後、事務局2人と一緒に現地に行ってまいりました。

現地は、枝豆、中玉・ミニトマト、調理用のミニトマト、ナス、モロコシ、一通りの夏野菜がびっしり生えていまして、歩く間は、除草シートが全部敷き詰められて、農地の状況は、外回りのところに、この時期でございますので、雑草が少しございましたけれども、概ね良好だと思います。

生産物に関しましては、ファーマーズマーケットで6割、自宅の即売所のところで4割というような内容でございます。

ほとんど さんが農地を耕作、生産しておりまして、 さんはとってきたものを袋詰めだとか、自宅の販売所で売ったりとかの手伝いをしておるところでございます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見はないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 3 - 3をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました橋本委員、調査結果の報告をお願いいたします。

橋本委員 7月18日水曜日に、 さん立ち合いのもと、事務局2名とともに調査いたしました。

農業経営は、 さんと さん、そして さんで行っております。まず、 丁目

の畑ではミカンを 本栽培して、10月から11月にかけて畑で直売しているとのことでした。

次に、 丁目、これは 筆になっておりますけれども、こちらも果樹でありまして、ミカン、レモン、カボス、ユズ等を栽培しておられました。こちらの畑ももぎ取り、直売等で売っているということでありました。

もう1つ、 丁目、こちらも 筆になっておりますが、農作物は8割がブルーベリーでございます、あとは梅、ネギ等を作っておられました。こちらもブルーベリーはもぎ取りということで販売しているそうです。

肥培管理に関しましては、 丁目、 丁目の2カ所は除草剤を使って草を枯らせているということで、行ったときには、もう草は枯れた状態でありました。そして、 丁目の方は除草シートをきれいに張って、網をかけたりで、肥培管理に関しては概ねできていると思われます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 3 - 4をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました佐藤満秀委員、調査結果の報告をお願いいたします。

佐藤(満)委員 では、調査の報告をさせていただきます。

7月20日金曜日、午後2時半から事務局2名と私の3名で現地調査を実施いたしました。

畑は 筆になっておりますけれども、地続きで1枚畑ということでありました。 さ

んに対応していただきました。畑には、枝豆とかアカシソ、トマト、キュウリ、ナス、ピーマン、オクラ、クウシンサイ、ネギ苗等が栽培されておりました。水道栓が2カ所もあり、 m^2 弱の畑地ですが、散水するには十分な対応状況と思われました。栽培野菜は、先程述べました夏季野菜と秋冬野菜、今後、ブロッコリー、長ネギ、白菜、大根等を栽培するとのことでした。大方年間2期栽培ということで、無農薬に心がけているとのことでした。今後、除草剤も含めて農薬使用も検討するとのこと、労働力の簡素化を検討するとのことでした。

肥培管理については、雑草等ほとんどなく、全く問題ないと思いました。よって、承認するに当たっては問題ないと判断しました。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 3 - 5をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました永井潔委員、調査結果の報告をお願いいたします。

永井委員 それでは、報告させていただきます。

7月20日、事務局2名と さん立ち合いのもと、現地調査をさせていただきました。

畑を見てみますと、普通ですと、大体、今の時期、キュウリ、ナス、トマトとか、そういう野菜を作るんですけども、本人は野菜よりも花の方が大好きなものですから、ダリアとかハナショウガ、バイカウツギ、イチジク、あとテナスですか、こういう植木とか切り花がほとんどでした。

そして、畑の方については、この1年くらい、本人一生懸命草むしりをやっているのは、

うちの真ん前なので、私もよく見えていますので、そこら辺については全く問題なかったんですが、実は、昨年、自宅を新築するということで、畑に 坪ぐらいなんですけれども、物置を作られたんです。この前、現地調査ということで、早急に撤去してもらいたいという話はさせていただきました。本人も、自宅の方はほぼ完成しますので、そろそろ撤去してもらえないかと思っています。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、6件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 3 - 6をご覧くださいければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件を調査されました田中宏和委員、結果の報告をお願いいたします。

田中(宏)委員 7月20日に事務局2名と私が さんの畑に行ってまいりました。

さん本人に立ち会っていただきました。

それで、この畑は2つあるんですが、道路を隔てて約 mもないぐらいのところに2つの畑があります。両方とも梅畑でした。基本的には、 さん本人1人で作業しているとのこと。

販売は庭先販売ということで、若干、少し草が目立ったんですけれども、2週間に1度は草刈りをしているということだったので、たまたまその日は少し目立ったという感じなので、肥培管理は大丈夫だと判断いたしました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議します。2件ございますので、順に審議いたします。では、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 4 - 1をご覧くださいと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました永井潔委員、調査結果の報告をお願いいたします。

永井委員 7月13日に相続人でございます さんがおられまして、その方の立ち会いのもと、現地を見てまいりました。

確かに、ご本人が 歳と高齢なものですから、農作業については、ほとんど さん、

さんは今現在、勤めに出ておられますので、土日に少し手伝うくらいで、あとは全部さんがやられているということでございました。

そして、小作関係の有無については、一切貸借はございませんと。紛争については、もともと区画整理をやったところがございますので、境界についてもしっかりしておりますので、そういう紛争等もございませんという話を伺ってまいりました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。では、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、裏面をご覧くださいと思います。資料No. 4 - 2でございます。第

3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました山崎義清委員、結果の報告をお願いいたします。

山崎(義)委員 7月17日に さんと現地で面談いたしました。

実際、 さん自身は6年前に胃がんになりまして、全摘されて、それでも元気に軽トラックなんかに乗って仕事をされていたということで、亡くなるまでやっていたかといえ、目の前でやっていたのは見てまいりましたので、間違いありません。それから、小作関係については全く問題ないということでした。申請地にかかわる紛争についてもありませんということです。

簡単ですが、以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見はないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

続きまして、農地法第3条の3届出の報告についてですが、専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 事務局の方から報告させていただきます。お手元の資料No.5、農地法第3条の3に基づく届け出をご覧いただければと思います。

まず、この件につきましては、今期の農業委員の皆様におかれましては初めての案件でございますので、1枚おめくりいただければと思います。

まず、根拠法令からご説明させていただきます。農地法第3条につきましては、既に農業委員会の総会の審議案件となっており、農地を農地として所有権の移転、賃借権等の権利を移転、設定される場合に農業委員会の許可が必要だということにつきましては、皆さ

ん、ご存じだと思います。ただ、今回の農地法第3条の3の案件につきましては、農地法第3条の例外規定であり、先程申し上げましたように、今期の農業委員の皆様におきましては初めての案件となりますので、まずは根拠法令から説明させていただいて、審議に入らせていただきます。

まず、農地法第3条でございます。農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号 各号というのは、その下にあります第1号から次のページにあります第16号に該当するところでございますのいずれかに該当する場合及び第5条第1項本文に規定する場合は、この限りでない、要は農業委員会の許可は必要ではないということが定められております。

今申し上げた第1号から第16号について、今回の案件にかかわる部分につきましては、2ページをご覧くださいと思います。第12号の記載になります。読み上げさせていただきますと、遺産の分割、民法第768条第2項の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第958条の3の規定による相続財産の分与に関する裁判によってこれらの権利が設定され、又は移転される場合はこの限りでない、つまり農業委員会の許可は必要ないということが定められております。

こちらの部分に基づきまして、引き続きの条文に移らせていただきますけれども、今度は1枚おめくりいただきまして、4ページをお開きいただければと思います。農地又は再送放牧地についての権利取得の届出について規定されているもので、農地法の第3条の3でございます。農地又は採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号 先程触れました第12号及び第16号を除く のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令 後程、下で触れます農地法施行規則のことでございますので定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならないと定めているところでございます。つまり、農地法第3条の3では、先程ご説明いたしました農地法第3条第1項第12号に定める相続等により権利を取得した場合には、農業委員会に、許可は必要ありませんが、届け出をしなければならないということが定められております。

なお、その下にあります農地法施行規則につきましては、先程農林水産省令ということ

で触れさせていただきましたが、第21条ですが、第1号から第4号を記載したものを書面で提出しなければならないと定められております。

続きまして、5ページに移らせていただきます。こちらは補足説明でございます。東京都農業会議で作っております農業委員会の職員の基礎研修会資料を抜粋させていただきましたので、説明いたします。

3、相続時等の際の届出、今、条文で触れました農地法第3条の3の届出についての手続を説明した中で、相続等農地法の許可を要しない権利取得については、権利取得をした者は、農業委員会にその旨を届けなければならないという部分につきましては、先程ご説明したとおりでございます。

同じページの下から4行目に、農地法関係事務に係る処理基準について(第5)という記載があります。なお、こちらの農地法関係事務に係る処理基準は、農林水産省の通知にこの記載がありますということでご理解いただけたらと思います。次の6ページに記載の部分がございまして、(1)法第3条の3第1項に基づき届出なければならないこととされている農地等についての権利取得は、具体的には、相続、法人の合併・分割、時効等による権利取得、こちらの部分について案件があったときには届出なければならないということが書かれております。こちらに基づきまして、本日、報告案件となりますということをご理解いただいた上で、本文を読み上げさせていただきます。

1ページ、表紙にお戻りいただければと思います。資料No.5でございます。

第3号議案、第3条の3に基づく届出について、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30 - 3・3 - 1。

(事務局より、届出人・届出地などについて報告)

事務局の方からは以上でございます。

高橋会長 質問がありましたら、お願いいたします。

(経過について質疑応答)

高橋会長 よろしいですか。それでは、農地法第3条の3届出の報告については終了いたします。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)は終了しております。

(2) の平成30年 9 月の総会日程 (案) についてを協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No. 7、平成30年度世田谷区農業委員会総会日程について (案) をご覧いただければと思います。

次回の総会開催日時につきましては、8月29日水曜日午後3時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室にて開催されることが決定しております。

9月の開催日時につきましては、9月26日水曜日午後3時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

高橋会長 この件について質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、開催案のとおりに決定いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1) から (3) について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、まずお手元の資料No. 8 をご覧いただければと思います。平成30年度農家基本調査の実施ということで、お手元の資料におきましては、農家基本調査の提出のお願いということで、今回ご説明させていただきます。

世田谷区農業委員会におきましては、毎年8月1日現在で区内の農業者の方々の状況を把握する農家基本調査を実施しています。本調査におきましては、農業者の皆様が必要とする各種証明発行時や、農業委員の皆様による法定の農地利用状況調査、農地パトロールの際の基礎資料として活用させていただきます。そのため、未提出または記載に不備がある場合、農地等の状況が把握できずに各種証明書の発行が困難となる等、農業者の皆様におかれましては不利益になることがありますので、必ず内容をご確認いただき、正確にご記入の上、提出下さいますようお願いしています。また、今回は生産緑地に関する制度改正につきまして、パンフレット及び説明会のご案内を同封させていただいておりますので、合わせてご一読下さいとご案内しています。

調査基準日におきましては、毎年同様、今年も8月1日現在で調査をお願いします。これから区内在住の農家の皆様に発送させていただきますけれども、今週中には郵送で届く

予定でございます。なお、本日ご出席の農業者の農業委員の皆さんにおきましては、本日、調査票一式を総会終了後に個別にお渡しさせていただきます。

なお、調査対象としましては、世田谷区内に在住し、経営農地面積が10アール、1反以上ある農家、または、生産緑地に指定されているに農地を保有している農家が対象となります。

続きまして、裏面をご覧くださいと思います。送付物につきましては、もう添付されておりますけれども、 から まで送付されています。

また、5、調査基本調査票、今年は薄いピンク色の例文で統一をさせていただきました。こちらの調査票につきましては、昨年ご提出いただきました昨年8月1日現在の基準時の内容をあらかじめ印刷しています。変更が生じた、訂正があるという部分につきましては、朱書きで訂正していただくということにつきましては、毎年同じ内容でございます。

なお、添付されている様式については今年から若干変更がありますが、主な作物の生産状況で、この資料でいいますと、3ページの用紙のレイアウトを若干変更してございます。1枚目に記載のない作物につきましては、2枚目の主な作物の生産状況（その他）にご記入をお願いします。また、調査票につきましては記入例も添付させていただいておりますので、合わせて参考までにご覧になっていただければと思います。

提出期限につきましては、8月31日金曜日までに同封の返信用封筒にてご返送いただきたいということで、ご協力の方よろしく願いいたします。

なお、7、その他の にありますとおり、農家基本調査の結果につきましては、集計ができ次第、世田谷区農業委員会のホームページに統計として掲載するということで予定しています。こちらの件につきましては、農業委員の皆様方はもとより農家さんからも聞かれることがあるかと思いますが、ご指導のほど合わせてご協力よろしく願いいたします。

また、「世田谷区内に生産緑地をお持ちの皆様へ」というA4のホッチキスで左どめにしたものについても付けさせていただきました。こちらにつきましては、今回、世田谷区において開催させていただく新たな農地制度説明会の開催のご案内ということで入れさせていただきました。こちらのパンフレットにつきましても、世田谷区内に生産緑地をお持ちの皆様へということが前提になりますけれども、先月の総会で事務局の方から説明させていただきました。特定生産緑地の制度が施行されたということ、また、生産緑地の貸借を可能とする都市農地の貸借の円滑化に関する法律も成立したということにも触れています。そちらに基づきまして、今回の制度改正のを中心としたより一層の周知・理解を

いただきたいという中で、今回、世田谷区農業委員会及び一般社団法人東京都農業会議の協力のもと、下記の日程で説明会を開催します。ぜひ農業委員の皆様にもご出席いただきますようお願いいたします。

もう1枚おめくりいただきますと、各場所の地図をつけさせていただきましたので、もしお越しになる際は、ご参考になさっていただければと思います。

なお、事前に出席の有無は確認いたしませんので、ご都合のよろしい回にお越しいただければと思います。

資料No. 8の説明は以上でございます。

続きまして、資料No. 9に移らせていただきます。ふれあい農園「ブドウもぎとり」の開催についてのご案内でございます。開園日、料金、販売方法、問い合わせ先等につきましてはご確認いただければと思います。なお、周知方法につきましては、8月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページの方のご案内させていただきますので、ご承知おきいただければと思います。

続きまして、裏面に移らせていただきます。ふれあい農園「リンゴ・ナシのもぎとり」の開催についてのご案内でございます。開園日時、料金、販売方法、問い合わせ先等につきましては記載のとおりでございます。周知方法につきましては、先程の案件と同様、8月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページの方のご案内させていただきますので、ご承知いただければと思います。

続きまして、ふれあい農園「プルーンつみとり」の開催についてのご案内でございます。開園日時、料金、販売方法、周知方法等につきましてはご覧のとおりでございますので、後程ご確認いただければと思います。

続きまして、ふれあい農園「栗ひろい」の開催についてのご案内でございます。同じく開園日時、料金、周知方法等につきましては、記載の内容でご確認いただければと思います。

ふれあい農園のご案内については以上でございます。

続きまして、資料No.10をご覧いただければと思います。平成30年度「農作業体験塾(秋)」の開催のご案内でございます。生産種別、開催日時、抽せん、参加費、対象、申し込み方法につきましては記載のとおり、ご確認いただければと思います。同じく8月1日号の「区のおしらせ せたがや」、区のホームページにて周知をさせていただきますので、ご承知いただければと思います。

なお、本件について補足説明させていただきますと、農作業体験塾につきましては、農家の方でも、担い手がなかなかいないですとか、やっていただける方が少ないという話をいただいている中で、こういった農作業体験塾に入っていたいただいた農業に興味がある方につきましては、農業サポーターということで、肥培管理がお1人だとなかなか難しい場所、その部分につきましてはフォローアップしていただける制度になっておりますので、こちらの制度に興味のある農家さんや一般の方でもお知り合いの方がいらっしゃいましたら、ぜひ情報提供いただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

事務局の方から、報告事項につきましては以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。特に今日の説明の中で、新農地制度の説明会、周りの農家の皆様にお誘い合わせの上、一人の漏れがないようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

質問はありますか。

佐藤（満）委員 農家基本調査票は、各農家には……。

事務局 私どもが郵送で送らせていただきます。

高橋（良）委員 それは区主体で、農協は関係なしで区の方から発送する。

事務局 農家基本調査につきましては、区の農業委員会で行っているものでございますので、皆様の方に郵送で個別に送らせていただきます。その中に今回のご案内をご同封させていただきます。

佐藤（満）委員 それは前年に提出したコピーなんか同封されるんですか。

事務局 去年の内容がピンク色の紙に印字されていますので、そちらの部分にもし訂正がある場合につきましてはご修正いただいて、ご返信いただくという形をお願いしているところでございます。

高橋（良）委員 これは10アール以上でしょう。生産緑地の方は一応入っているんですか。

事務局 今回送付させていただく対象の方につきましては、基本的に10アール以上をお持ちの方なんですけれども、10アール未満でも生産緑地をお持ちの方についてもお送りしています。

高橋会長 ほかにないようでしたら、この件は終了いたします。

続きまして、次第7、その他の事項に移ります。

（1）から（3）について事務局から説明願います。

事務局 それではまず、お手元の資料No.11をご覧いただければと思います。例月報告を
せていただいております都内産農産物の放射性物質検査の結果の報告でございます。今回、
報告分につきましては、7月5日にご報告いただいたところで、都内農家の報告でござい
ますけれども、農産物の結果につきましては異常なしということでご報告させていただきます。

続きまして、資料No.12に移らせていただきます。世田谷区農業委員会の総会の座席表を
お付けしております。こちらにつきましては、昨年8月の第1回農業委員会総会から、農
業委員会総会開催の際には、1年間、この席の配置にて農業委員の皆様にご審議等いた
だいていたところでございますけれども、慣例により、農業者の農業委員15名の皆様におき
ましては、毎年1年ごとの席がえを行うという形でさせていただきます。今回、
今年の7月の総会までこの席ですけれども、次回8月の総会からの席次について、この場
でくじにより決めさせていただきたいと思っておりますので、何卒ご協力のほどよろしく
お願いいたします。

なお、資料No.12にありますとおり、農業者の農業委員の皆様には から の番号が振ら
れていますが、これから皆様に1つずつ引いていただく番号が次回の8月から来年
の7月までの座席となりますので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、山崎義清委員からくじを引いていただきますので、どうぞよろしくお願
いいたします。

〔抽選〕

念のため、お1人ずつ読み上げさせていただきます。

が池亀宏委員、 が田中宏和委員、 が苅部嘉也委員、 が田中光男委員、 が橋本
隆男委員、 が永井潔委員、 が山崎義清委員、 が高橋敏昭委員、 が佐藤満秀委員、
が上野博委員、 が渡邊武彦委員、 が森安一委員、 が三田浩司委員、 が高橋良治
委員、 が佐藤治雄委員で、来月の総会から進めさせていただきたいと思っております。

今回、席を決めさせていただく中で、この表の一覧表に名前をお入れして、清書したも
のを来月の総会の案内の際に同封させていただきます。合わせてご確認いただければと思
っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、資料No.13に移らせていただきます。農業委員会親睦会の会計についての報
告及び徴収のお願いでございます。

(会計報告)

事務局の方から、報告事項につきましては以上でございます。

高橋会長 質問がありましたら、お願いいたします。

高橋（敏）委員 明日、何人ぐらい行かれますか。

事務局 今、高橋敏昭委員からありました。明日31日、午後1時半から三軒茶屋分庁舎の3階にて区部の農業委員の研修が開催されますので、ご都合のつく方、ご出席の方よろしくお願いいたします。連日のご出席になって大変恐縮でございますけれども、明日は三軒茶屋の方で3階でございます。区部農業委員ということで、80名以上の方がいらっしゃいます。3階の会議室、1時半からになりますので、ぜひお越しいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 よろしいでしょうか。ほかに質問がなければ、この件は終了いたします。

以上で予定案件は全て終了いたしました。

その他全般的な事項について意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

高橋会長 特にないようですから、本日の農業委員会総会は終了いたします。ありがとうございました。

それでは、穴戸会長職務代理から閉会の挨拶をお願いいたします。

（穴戸会長職務代理者あいさつ）

午後4時32分閉会